

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年6月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2100625 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2200022 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 28 年 2 月 1 日、喪失年月日を同年 5 月 21 日に訂正し、同年 2 月から同年 4 月までの標準報酬月額を 36 万円とすることが必要である。

平成 28 年 2 月 1 日から同年 5 月 21 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 2 月 1 日から同年 5 月 21 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録がない。当時の給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、請求期間を、厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成 28 年 2 月 1 日から同年 5 月 21 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び預金通帳の写し、事業主から提出された源泉徴収簿並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間に A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の期間に係る標準報酬月額は、上記給与明細書及び日本年金機構の回答から、36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 2 月 1 日から同年 5 月 21 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料

を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているが、平成 28 年 2 月から同年 4 月までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 28 年 2 月 1 日から同年 5 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、請求期間のうち平成 28 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間について、事業主は、請求者の勤務期間を確認できる資料は保管していないと回答し、請求者の A 社における雇用保険の加入記録も確認できない上、請求期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚からも、請求者の勤務期間について具体的な回答は得られないことから、請求者の同社における入社日及び退職日を確認することができない。

また、事業主は、A 社の給与は毎月 20 日締切、当月末日支給であると回答しているところ、上記の給与明細書、預金通帳及び源泉徴収簿により、同社から請求者に対し最初に給与が支給されたのは平成 28 年 2 月 29 日であることが確認でき、当該給与の金額は、翌月以降に支給された給与金額と比較すると、同年 2 月 1 日から同年 2 月 20 日までの勤務分を日割で算出した額であると認められる。

さらに、上記の預金通帳及び源泉徴収簿により、A 社から請求者に対し最後に給与が支給されたのは平成 28 年 5 月 31 日であることが確認でき、これは、同年 4 月 21 日から同年 5 月 20 日までの勤務に係る給与であると認められる。

以上のことから、平成 28 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間において、請求者が A 社に勤務し給与を支給されていたことを認めることはできず、ほかに、請求者の厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 28 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100587号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200021号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年4月29日から同年5月1日まで

昭和59年4月30日にA社B支店を退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が同年4月29日となっており、同年4月が被保険者期間となっていないので、資格喪失年月日を同年5月1日へ訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された職員名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、請求者の退職年月日は昭和59年4月28日、被保険者資格喪失年月日は同年4月29日であることが確認できる上、雇用保険の加入記録においても、請求者の離職年月日は同年4月28日であることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、請求期間にA社B支店において、厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚に、請求者の退職時期を照会したが、請求者の退職年月日を具体的に記憶している者はいない。

さらに、事業主は、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除を確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料を控除したか否かについては不明である旨回答している。

加えて、C社が発行した「在籍証明書」には、請求者が昭和58年4月1日より昭和59年5月1日までの期間、A社に在籍したことを証明する旨の記載があり、C社は「在籍証明書」はD年金事務所からの直接の依頼に応じて発行したものである旨陳述しているところ、同年金事務所は、C社に対しそのような依頼をしたことはない旨回答及び陳述している上、C社は関東信越厚生局からの照会に対し、請求者の勤務は昭和58年4月1日から昭和59年4月28日までの期間である旨回答していることから、「在籍証明書」の記載内容が、請求者の、A社B支店における請求期間の在籍を証明するものとは認め難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。